

## 米国企業会計改革法第301条の概要と問題点等

### 1. 第301条の概要

- (1) 米国証券取引委員会 (SEC)登録企業 (ニューヨーク証券取引所・ナスダック上場企業等。外国企業を含む。 )に対して、全員「独立取締役」から成る「監査委員会」を設置し、この「監査委員会」が会計監査人の選任・報酬・監督に直接責任を持つことを義務づけるもの。
- (2) SECは、同法制定後270日以内 (本年4月26日 )までに規則を制定し、証券取引所及び全米証券業協会 (NASD)に対し、上記規則を遵守していない企業の上場を禁止するよう指示する必要。

### 2. 第301条の問題点

- (1) 301条の要求は、以下のような我が国の商法・商法特例法に基づく「会社」のコーポレート・ガバナンス制度と相違し、また抵触。
  - ・2つのコーポレート・ガバナンス制度 (監査役会制度・委員会制度)の自由選択制 (2003年4月から)。
  - ・株主総会による会計監査人の選任・解任。
  - ・「独立取締役」(社外監査役・社外取締役)の人数・要件
- (2)従って、我が国企業に対する適切な適用除外が必要。

### 3. 第301条に関するSEC規則案の概要

#### (1)外国企業への適用除外(案)の概要

- 外国企業についての一般的な適用除外条項が存在。
- 我が国の監査役 (会)制度が認められている。
- (注)規則案の説明の注で、取締役会とは分離されて会計監査人の監督機能

を担う会社の機関として、我が国の商法特例法に基づく監査役会制度を例示。なお、当該注では、我が国において本年4月から委員会制度の選択肢を導入することについても言及。

監査委員会メンバーの独立性要件(全員独立)等についても適用除外が可能(監査役(会)の場合)。

(注) 我が国の監査委員会制度について明示的な適用除外規定がない。  
株主総会における会計監査人の選任・解任が認められている。

## (2)施行時期

SECが4月26日までに制定する最終規則の連邦官報掲載の1年後。

(注) SECの規則案については、米国SECのホームページに掲載されています。  
<http://www.sec.gov/rules/proposed/34-47137.htm>